

議員提出意見書案第1号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成 28 年須賀川市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 30 年 3 月 16 日

生活産業常任委員長 相 樂 健 雄

須賀川市議會議長 佐 藤 瞭 二 様

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安箱」を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引上げについては、平成25年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」並びに「日本再興戦略」において、引上げの意向が示されているとともに、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率3%程度を目途とした引上げにより全国加重平均1,000円を目指す」との目標が掲げられている。

最低賃金の引上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を図り、持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引上げが必要不可欠である。また、平成31年10月に予定されている消費税率の引上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも、物価上昇と消費税率の引上げ分を考慮した最低賃金額の引上げが必要である。併せて、福島県の復興を促進させる上でも、最低賃金の引上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかける上で非常に重要なことである。

現在の福島県最低賃金は、時間額で748円となっているが、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円には程遠い金額であり、その水準は平成19年からの10年間、全国水準で31位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢等と比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引上げが極めて重要な課題となっている。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記事項の実現について強く要望する。

記

- 1 福島県最低賃金については、政府が掲げる「年率3%程度を目途に引上げ全国平均で1,000円を目指す」との方針に沿って相応の引上げを行うこと。
- 2 福島県の復興促進、労働人口の県外流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備する

こと。

- 4 一般労働者の賃金引上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤暁二

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

福島労働局長